建築関連資料集

事業計画申請用
（令和8年10月22日版）

①建築関連資料の作成について
②主な建築関連資料の作成趣旨および解説
・平面図（新・旧）
・よくある記入漏れ・注意点
（平面図・提出写真等）
・有効面積算定図・算定表
・よくある記入漏れ・注意点
（有効面積）
・採光/換気/排煙/避難/防火区画
③事業変更別間取り変更方法とポイント
・病児・病後児保育室
・体調不良児室
・一時預かり保育室(一般型)
・その他
④用語解説リスト

公 益 財 団 法 人 児 童 育 成 協 会

建築関連資料の作成について

事業計画申請でご提出いただく資料には、「図面」や「建築関係法令等セルフチェックシート」などいくつもの建築関連資料があります。過去の審査において、ご提出いただいた建築関連資料に不備・不足があった場合、審査内でやり取りする回数が多くなり、審査完了まで長い時間を要してしまいます。建築関連資料の不備・不足の多くは、趣旨を把握しないまま図面を作成した場合や専門家（建築士）ではない方が作成されたことにより発生しています。

この度「建築関連資料集 事業計画申請用」を更改しました（令和8年10月22日版）。

追記事項などもありますので、建築関連資料作成にあたっては必ず内容をご確認ください。

■ 建築関連資料の作成手段の選択

建築関連資料を作成する手段は以下の2つのケースがあり、事業者は選択が可能です。

A: 建築士へ依頼して作成するケース

専門家である建築士に依頼した場合、避難、採光・換気・排煙、防火区画、有効面積まで法令遵守を念頭に的確な建築関連資料を作成することができ、仮に疑義があっても依頼された建築士に協会の審査建築士から直接ヒアリングなどができ、誤解が少なく審査が円滑に進みます。ただし建築士への資料作成費用が発生します。資料作成の時間としては条件次第ですが数時間～数日程度と思われます。以前に依頼された建築士であれば資料作成の費用や期間について相談の余地があると考えられます。

B: 専門家ではない方（おもに事業者）が作成するケース

専門家ではない事業者がインターネット検索や専門家のアドバイスなどにより自ら建築関連資料を作成した場合、建築士へ依頼する費用はかかりません。専門家でないことから、確度の高い資料になるかは不透明で、特に法令遵守に関わる件については安全・衛生に直結することから慎重さも求められます。過去の審査では、資料についての誤解や審査内でのやり取りが多く、審査期間が長くかかり変更が認められにくい傾向にあります。

②主な建築関連資料の作成趣旨および解説〔平面図（新・旧）〕

平面図（新・旧）・・・図面の構成および記入方法について

図面に変更がある場合は、建築に関する多様な法令・基準等に抵触する可能性があるため、『建築関係法令等セルフチェックシート』等を参照し、整合性を確認しながら必要事項を記入してください。

【注意事項 】

・変更箇所を明確に示すため、色分けや注釈等を適切に使用してください。

・関係機関との協議が必要な変更については、『建築関係法令等セルフチェックシート』の「②結果入力シート」に議事録を記載してください。

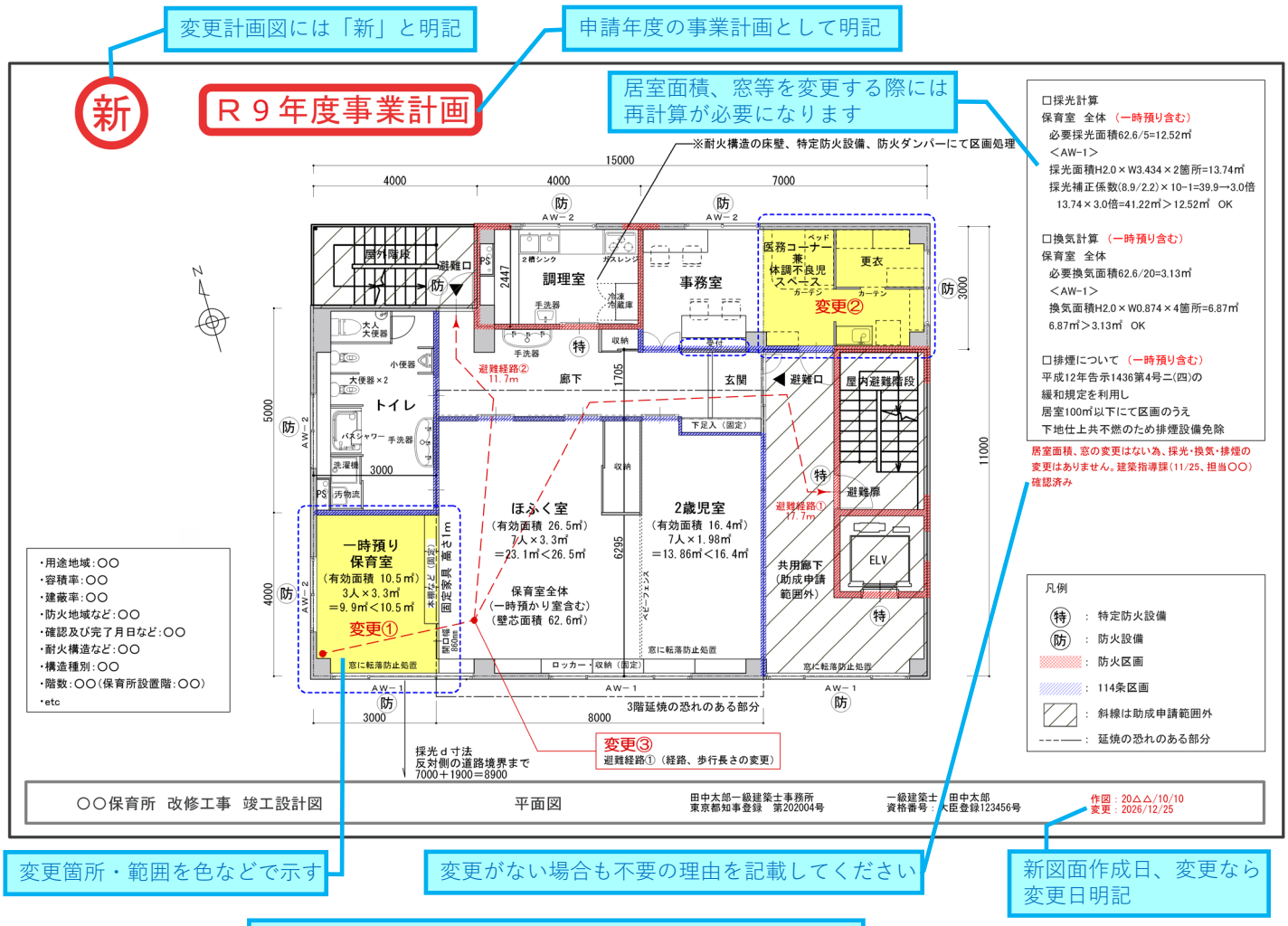

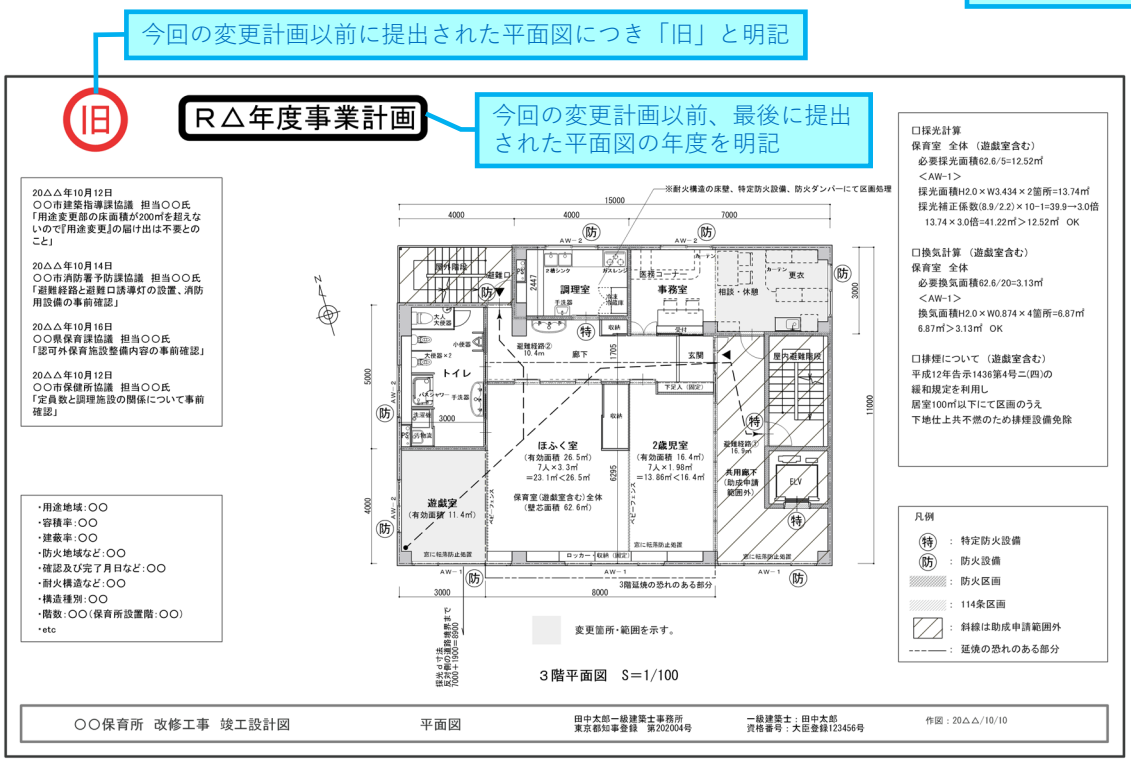

建築関連資料作成のよくある記入漏れ・注意点

【平面図】

平面図に保育室およびその他の諸室の室名は記載されていますか

企業主導型保育施設以外の部分（申請範囲外）は、斜線等を用いて分かりやすく表示されていますか

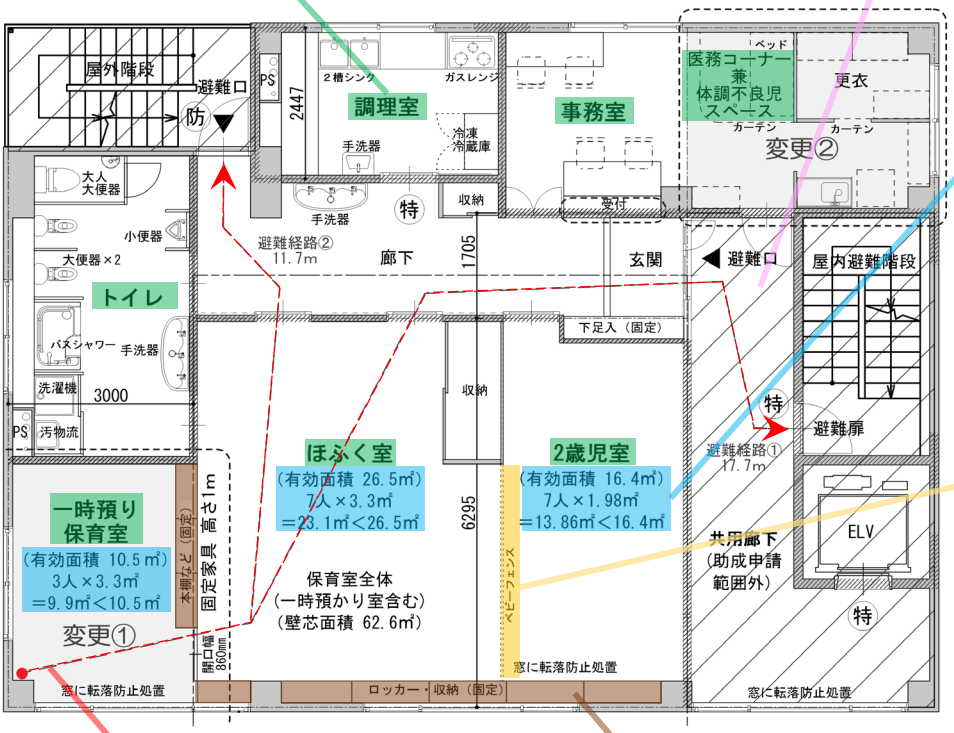

保育室の「有効面積」および「年齢別定員数×一人当たりの必要面積＝必要面積＜有効面積」は記載されていますか

乳児室、ほふく室および2歳児以上の保育室の区画状況や、仕切り方法（ベビーフェンス、柵、壁等）が明確に記載されていますか

避難経路は、避難口から最も離れた保育室内の最奥部を起点として記載されていますか

平面図および有効面積算定図・算定表に、提出写真に写っている家具類は記載されていますか。また、それらは算定図・算定表に反映されていますか

【写　真】

□ 申請時現況写真：変更予定の部屋やスペースの全景が分かるよう撮影してください。広い場合は東西南北の各方向から計４枚、狭い場合は全景が分かる枚数をご提出ください。

□ 工事完了後写真：現況写真と同様の要領で撮影し、ご提出ください。

□ 工事中写真　　：工事完了後に目視確認ができない防火区画について、ボード材の規格や区画処理方法などが確認できる写真をご提出ください。

工事中写真参考例

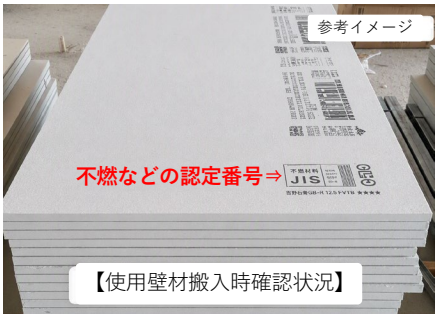

【使用壁材搬入時確認状況】

【２枚張り壁施工状況】

【天井内区画壁施工完了時】

■ 有効面積算定図・算定表の作成について

健全な子どもの保育環境づくりのため、保育室の広さの面でも最低限の基準が示されています。ポータルサイト掲載のPDFデータ「建築関連資料（令和3年度版）」にはCADによる有効面積算定図・算定表の参考例がありますが、ここでは簡易な手法として手書き作業でも可能な作成事例を掲載します。

従来から設置されている保育室に加え、新たに保育室とする部屋の有効面積の算定が必要となります。

① まず次ページのように有効面積算定図を作成します。変更計画図面を用意し、巻尺等で〔内法（うちのり）寸法〕を測りミリ単位で記入します。手書きでも構いません。柱型や家具、手洗器等があればそれらも同様に測り記入し、有効面積算定図が完成です。

② 次に有効面積算定表ですが、内法寸法をもとに内法面積を計算します。内法面積から柱型や家具・手洗器等を除外した面積が有効面積になります。さらに利用定員数に対する必要面積を計算し、有効面積が基準を満たしていることを示してください。その際、①で記入した各寸法値から〔内法面積〕〔除外面積〕〔有効面積〕の計算根拠がわかるようにしてください。

■ 有効面積での注意点

① 除外面積の対象となる家具等には、建築の柱型、手洗器、固定収納ならびに常時室内に設置されている可動家具等があります。ただし、食事やお絵かきなどに使用するテーブル・椅子およびベビーベッド類については、除外する必要はありません。

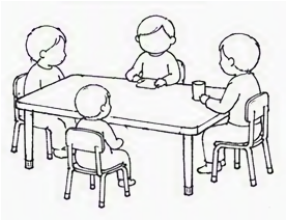

園児が使用するテーブル・椅子

ベビーベッド

有効面積から除外の必要のない家具等

② 従来から設置されている保育室において、その申請当時からピアノやロッカー類が増えた等がなく有効面積が満たされている場合には、当時の有効面積算定図・算定表の提出でも構いません。

③ 従来の平面図・有効面積算定図・算定表を使用する場合、室・スペース形状が変更になった部屋は室・スペースごとに新たに寸法を図面に記載し、その数値での計算式を算定表に記載してください。使用していない数値、関係ない数値は消してください。

②主な建築関連資料の作成趣旨および解説〔有効面積算定図・算定表２〕

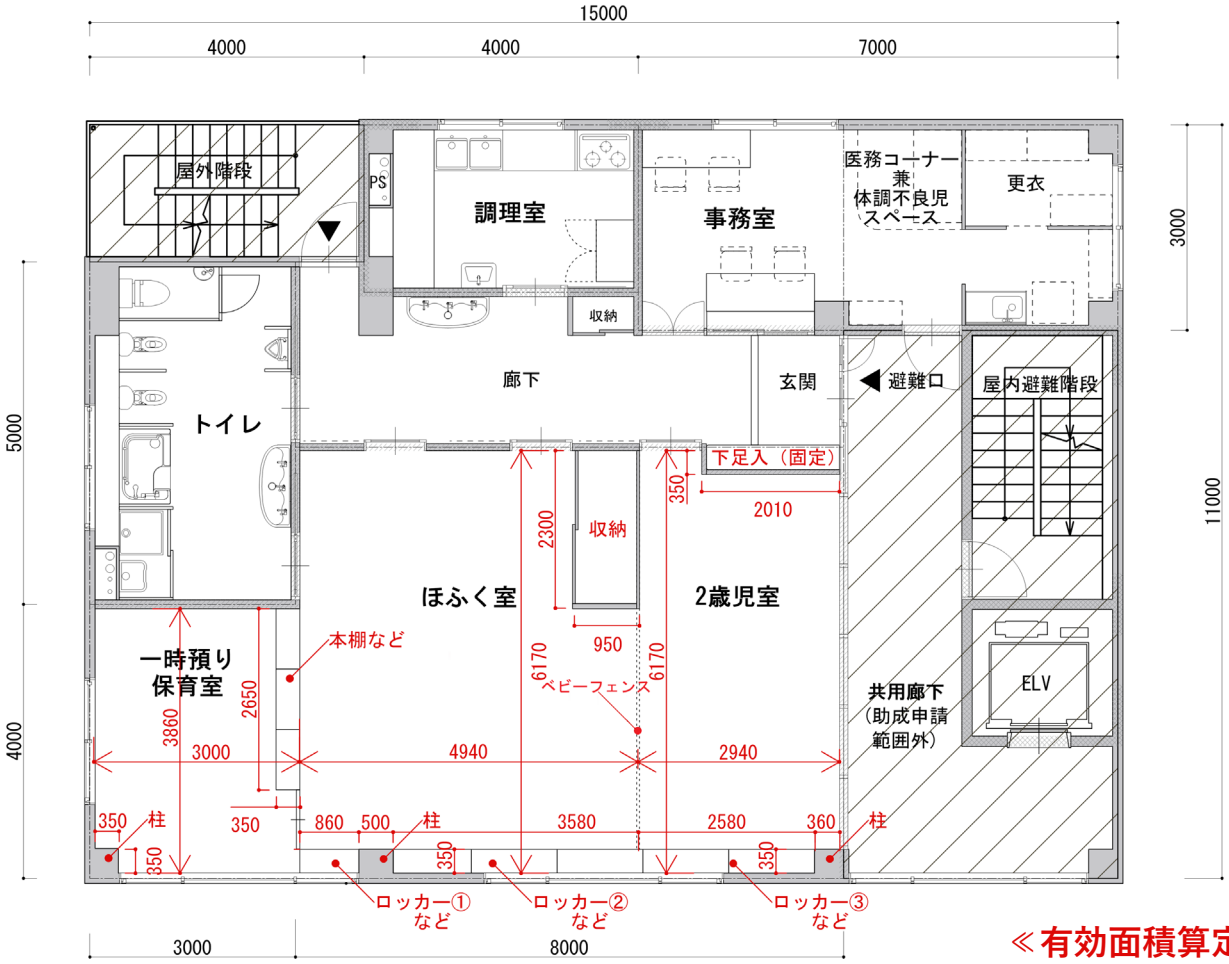

≪有効面積算定図≫

室名	内法面積Ⓐ			除外面積Ⓑ（柱、ロッカー、ピアノ等）小数点第三位切上げ					有効面積Ⓐ-Ⓑ	必要面積			判定
	タテ	ヨコ	面積							定員数	一人当たりの必要面積	面積	
一時預かり保育室	3.000 ×	3.860 =	11.580	本棚	0.350 ×	2.650 =	0.928		10.529 ㎡	3 人×	3.3 ㎡=	9.90 ㎡	10.529 > 9.90 OK
				柱	0.350 ×	0.350 =	0.123						
1歳児室	4.940 ×	6.170 =	30.479	収納	0.950 ×	2.300 =	2.185		26.565 ㎡	7 人×	3.3 ㎡=	23.10 ㎡	26.565 > 23.10 OK
				ロッカー①	0.350 ×	0.860 =	0.301						
				柱	0.350 ×	0.500 =	0.175						
				ロッカー②	0.350 ×	3.580 =	1.253						
2歳児室	2.940 ×	6.170 =	18.139	下駄箱	2.010 ×	0.350 =	0.704		16.406 ㎡	7 人×	1.98 ㎡=	13.86 ㎡	16.406 > 13.86 OK
				ロッカー③	0.350 ×	2.580 =	0.903						
				柱	0.350 ×	0.360 =	0.126						

≪有効面積算定表≫

【必要面積の求め方（保育室）】

建物を整備するにあたり、児童の年齢毎に必要な面積を満たさなければなりません。
企業主導型保育事業の保育施設では、次のような基準が定められています。

〈年齢別一人当たりの必要面積〉
・乳児室（0歳児）・・・3.3㎡／人
・ほふく室（1歳児）・・・3.3㎡／人
・保育室（2歳児以上）・・・1.98㎡／人

定員20名以上の保育施設において、乳児室は1.65㎡/人との基準もありますが、０歳児でもほふくをするようになると、ほふくスペースとして3.3㎡/人必要となります。
このため、乳児室とほふく室を兼用する場合の基準は3.3 ㎡/人となり、一方で、乳児室とほふく室を兼用しない場合は、乳児室は1.65 ㎡/人、ほふく室は3.3 ㎡/人の確保がそれぞれ必要です。

「定員数（児童）×一人当たりの必要面積＝必要面積＜有効面積」

建築関連資料作成のよくある記入漏れ・注意点

【有効面積算定図】

有効面積は壁芯でなく、内法寸法により算定していますか

赤く記載された寸法値は**内法**寸法
黒く記載された寸法値は壁芯寸法

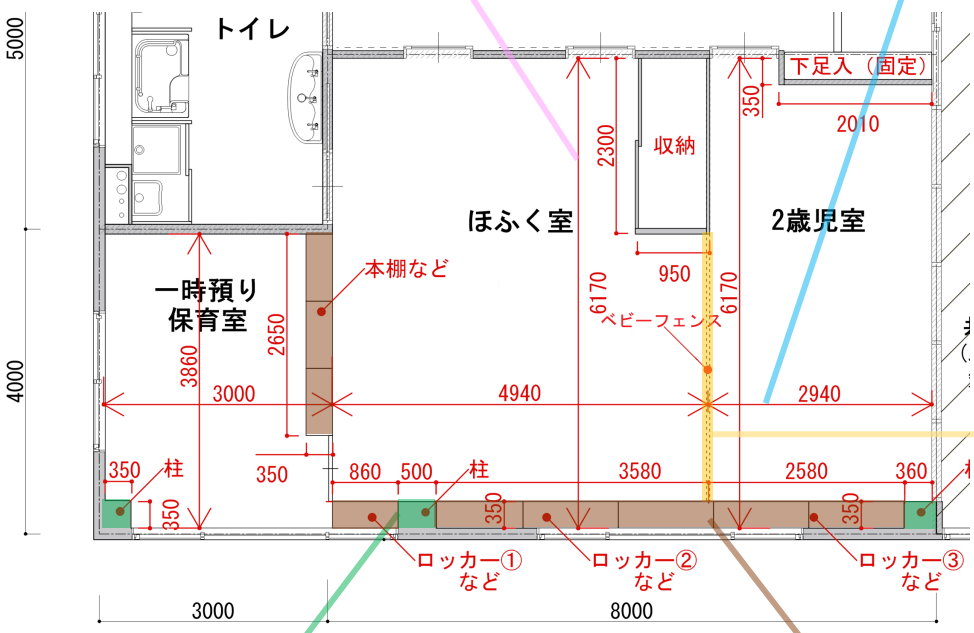

◎平面図寸法の表記

【壁厚】
木造、S造、RC造では厚さが違う

保育室の仕切り方法（ベビーフェンス、柵、壁等）が明確に記載されていますか

柱型は有効面積から除外していますか

常時存在する家具は固定・可動に関わらず、有効面積から除外していますか（ロッカー、本棚等）

【面積算定図・算定表作成のよくある記入忘れ・注意点】

・保育室の仕切り方法（ベビーフェンス、柵、壁等）が記載されていない。
・有効面積算定図・算定表に、家具類の記載や算定が反映されていない。
・有効面積は壁芯でなく、壁内寸法（内法寸法）により算定します。
・安全・衛生の観点から、廊下的なスペースなど明らかな動線スペースは審査の段階で有効面積から除外を求めることがあります。

・以下のスペースは有効面積に含みません。
①有効高さ1.4m未満のスペース、②ピアノ、オルガン、電子ピアノ、③手洗器等の衛生設備、④廊下、柱、玄関下足部分、⑤固定収納や簡単には動かせない家具（常時ある可動家具も含む）

1.4m未満

有効面積から除外

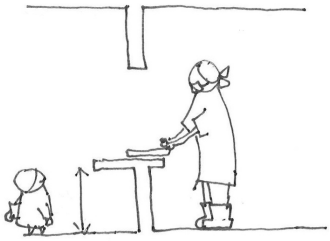

保育室側に出ているカウンター下の床
（床からカウンター下まで1.4m未満の場合）

手洗器

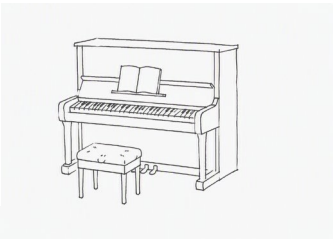

ピアノ・オルガン等

有効面積から除外する設備・家具等

■ 採光/換気/排煙計算について

建築基準法の必要採光面積は保育室の床面積によります。よって、保育室の間仕切壁(間取り)の変更がなく保育室の床面積が変わらず、定員だけが変わる場合には採光面積の計算は必要ありません。間仕切壁(間取り)の変更により保育室の床面積が変わる場合には必要採光面積のチェック・再計算が必要になります。Google などで「建築基準法 28 条 採光計算 方法」で検索すれば解説資料が見つかりますが、単に窓の大きさが測れてその面積が満足すればよいものではなく、『採光補正係数』や『敷地の用途（住居系・工業系・商業系）』など専門的な知識が必要になり、独力では難しいと思われることから、専門家にご相談いただくことをお勧めします。換気や排煙についても同様です。保育室の床面積が変わる場合には専門家に相談いただく方が間違いないと考えます。

※体調不良児型の部屋および病児・病後児安静室については計算式等の明示は不要ですが、建築基準法上の居室に該当します。関連法令等が遵守されているか、ご確認ください。

■ 避難経路について

「避難」は建物にとって「構造」と同様に人命に直結する最重要事項です。主利用者である幼い子どもの避難は極めて難しいことから、たとえ保育室が 1 階にあったとしても避難ルートが多いほうがより安全であると想像できると思います。現在の保育室とは別の階に保育室を設ける場合には、階段までの距離や階段の種類に制約が生じます。この様な場合には専門家にご相談いただくことをお勧めします。

■ 防火等区画について

建物には火災時に人々が安全に避難できる時間を確保できる性能が求められます。「建築関係法令等セルフチェックシート」にある区画（防火・防煙・114 条）の件がこれに該当します。壁材の防火認定品の選定から取付け工事方法、具体的な設置場所の判断など難しいことから、これも専門家にご相談いただくことをお勧めします。

病児・病後児保育室

設置要件

・「保育室」及び「児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室」又は「安静室」を有すること。

・調理室を有すること（本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない）。

※通常保育の定員が19名以下の場合は調理設備に代えることが可能。

・事故防止および衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

※感染予防等の点から外部からの専用玄関（動線）、専用便所を設けることが望ましい。

『企業主導型保育事業運営ハンドブック　第７章　病児保育事業・一時預かり事業』より

※なお、安静室は保育室同等の「採光・換気・排煙」は求めておりませんが、居室として建築関連法令等の遵守が必要です。

※病児・病後児保育室は通常保育室同様として、建築関連法令等を遵守すること。
採光・換気・排煙、避難、防火区画、避難階に対し求められる設備・構造など必ずご確認ください。

※所管自治体における基準等が、企業主導型保育事業で定める基準より厳しい場合には、双方の基準を満たすようにしてください。

・安静室の壁は床～天井まで仕切ることが望ましい
・ベッド数は保育室定員より少なくても可とするが、運用上問題ないかの確認が必要(最低1台)
・児童が安静にでき、介助できるスペースが必要

・便器は特に子ども用でなくても可（大人用便器の場合には児童使用時の対策をしてください）
・通常保育と別に専用とすることが望ましい

・洗面器・手洗器は感染予防等の点から通常保育用と別とすることが望ましい

・玄関は感染予防等の点から通常保育用と別とすることが望ましい

・ベッド等の設置予定位置が分かるよう、図面に記入してください

病児・病後児保育室共通

・定員が複数名の場合、安静室は独立した部屋が必要
・定員が1名の場合、自治体が認める場合のみ同室内でカーテンの区切りで可ただし、ベビーフェンスは不可
・保育室・安静室は安静や感染症などへの配慮から、密閉した空間とすること
・専用玄関・廊下などは通常保育エリアとの空気が流通しないようにすること

●病児・病後児保育室の必要有効面積について
【定員19名以下】乳児・1歳児→3.3㎡以上/人　2歳児以上→1.98㎡以上
【定員20名以上】乳児室→1.65㎡以上/人　ほふく室→3.3㎡以上/人　2歳児以上→1.98㎡以上

体調不良児室

設置要件

・医務室、事務室の余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。

※体調不良児室は保育室同等の「採光・換気・排煙」は求めておりませんが、居室として建築関連法令等の遵守が必要です。

※体調不良児の安静・プライバシー・安全・衛生面への配慮が適切になされている写真等の追加資料を求めて、最終的に判断をする場合もあります。

『企業主導型保育事業運営ハンドブック　第７章　病児保育事業・一時預かり事業』より

・他の健康な児童が感染しないよう、実施場所と保育室・遊戯室の間に間仕切り等を設けることで、職員および他児の往来を制限すること。

※所管自治体における基準等が、企業主導型保育事業で定める基準より厳しい場合には、双方の基準を満たすようにしてください。

●体調不良児室設置例

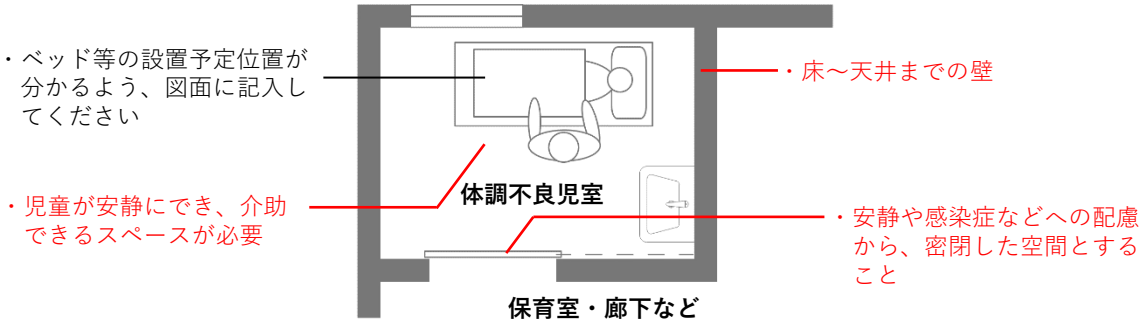

●事務室内等の体調不良児スペース設置例

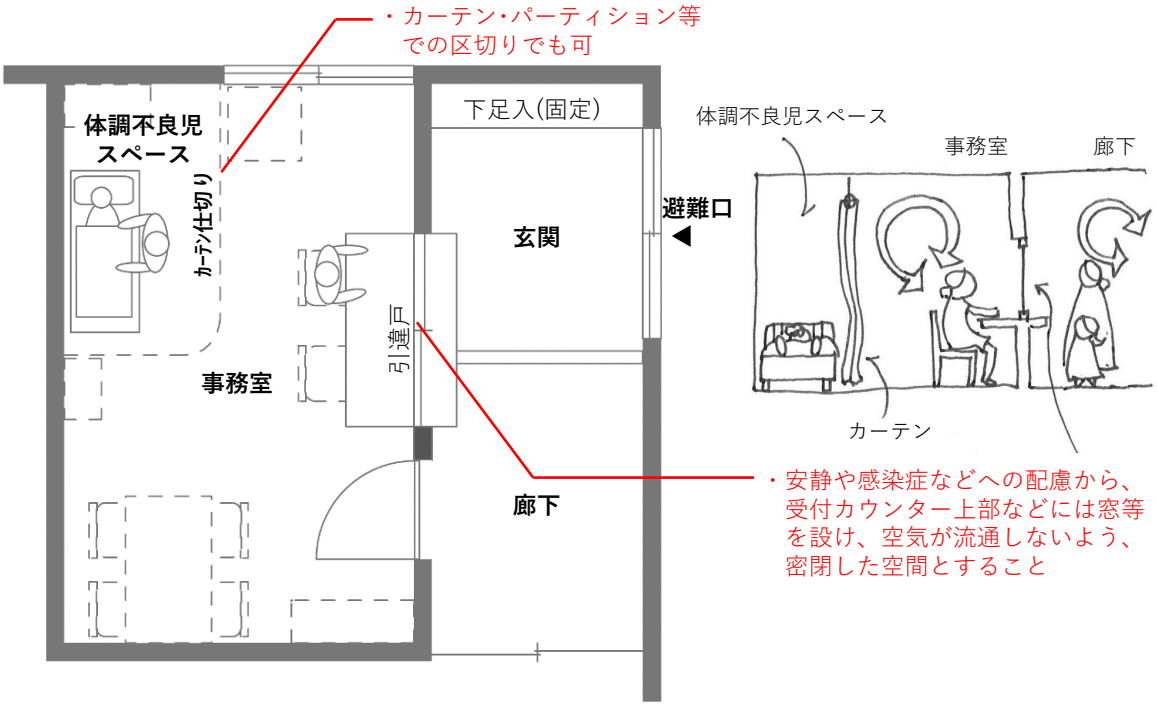

・児童の安静を確保できる用途の部屋（事務室・医務室等）への設置が望ましい。
※物入・倉庫は建築基準法上居室扱いとならない場合も多く、また物の出し入れや地震時の危険性が高いので望ましくない。
※会議室・休憩室は声や音が安静の妨げとなるため、実施場所としては認められない。
・事務室等に設ける場合、カーテン・パーティション等での区切りは可ですが、安静とプライバシーの点から大人の視線が容易に通る高さのものは不可。その際に適切な介助スペースの確保、騒がしさ（コピー機等事務機器の近傍）を避け、地震時の安全性（棚からベッドへの落下防止）に配慮されていること。

一時預かり保育室(一般型)

設置要件

・一般型の場合、「専用の保育室」が必要です。保育室には通常の保育室同様、面積基準があります。

・企業主導型保育事業で認めている他の部屋との区分方法は以下のとおりです。

①壁で区切られている。

②建物に固定されたカウンター（大人の腰高以上）で区切られている。

③建物に固定された家具で区切られている。

④別室であることが明確である。

※一時預かり保育室(一般型)は通常保育室同様として、建築関連法令等を遵守すること。
採光・換気・排煙、避難、防火区画、避難階に対し求められる設備・構造など必ずご確認ください。

※変更で収容人数が増える場合は、消防署と協議して消防設備や防火管理上の指導を受けること。

※所管自治体における基準等が、企業主導型保育事業で定める基準より厳しい場合には、双方の基準を満たすようにしてください。
『企業主導型保育事業運営ハンドブック　第７章　病児保育事業・一時預かり事業』より

※専用の部屋を設ける必要のない基準の自治体もありますが、企業主導型保育施設で一時預かり事業一般型を運営する場合は、区分された専用の保育室が必要です。

●一時預かり保育室(一般型)設置例

・床～天井までの壁が望ましい

※一時預かり事業一般型については「専用の保育室」が求められているため「一時預かり保育室」が通り抜けの動線とならないようにしていただく必要があります。

●一時預かり保育室(一般型)家具等による設置例

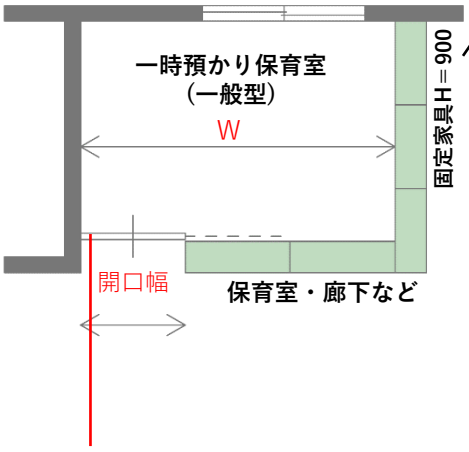

・腰壁、固定家具等の高さを図面に記入してください

・固定家具（高さ90ｃｍ以上）
・固定スライディングウォール
・固定可動間仕切り
・固定腰壁・カウンター(高さ90ｃｍ以上)

※家具等で仕切る場合は、2面までのみ可
※ベビーフェンスの利用は不可（固定でも不可）
※床から高さ90cmまでは見通しができない仕様であること
※アコーディオンカーテン不可(出入口のみは可)
※「固定腰壁」とは、床や壁・柱と強固に固定され躯体と一体とみなせる、安全性と強度を十分に確保した、大人の腰高以上の間仕切壁です。「固定腰壁」で間仕切りを行う場合には、上記を確認できる詳細図面等の資料を事前に提出していただく必要があります。
※既製家具等で仕切る場合、背面等未仕上げの箇所については怪我防止のための処置を施し児童の安全安心にご留意ください。

・開放でも可
・開口幅：W×1/2以下、かつ120ｃｍ以内
※最小幅は出入りに不都合がなく、避難の際に問題のない任意の幅

●一時預かり保育室(一般型)の必要有効面積について

【定員19名以下】乳児・1歳児→3.3㎡以上/人　2歳児以上→1.98㎡以上
【定員20名以上】乳児室→1.65㎡以上/人　ほふく室→3.3㎡以上/人　2歳児以上→1.98㎡以上

その他

■病児・病後児保育室・体調不良児室の壁上部がやむを得ず開放になる場合について

主な事例を下に図示しますが、天井設備・機器の移設をまずは検討いただき、移設が困難な場合は、理由と共に開放部分の場所がわかる資料を提出してください。

●開放の場合の処置
空気清浄機を設置するなど、感染の防止に配慮してください。

●開放になる主なケース

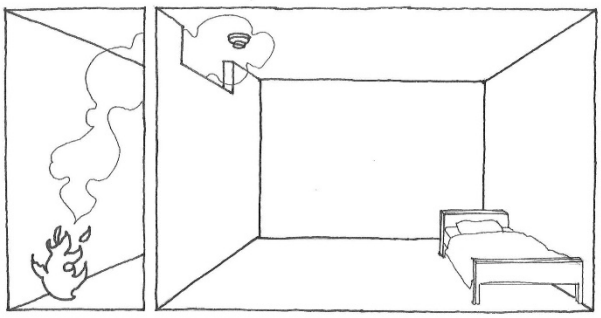

・消防署や建築指導課へ事前相談をした際に、火災報知機、煙感知器、スプリンクラー、誘導灯、非常用照明、排煙窓などの設置指導などがあり、その工事が困難

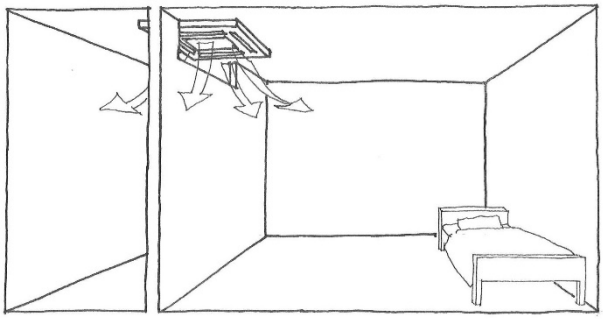

・既存の天井や壁にあるエアコンなどの移設工事が困難で干渉してしまう

■病児保育(病児・病後児)・一時預かり保育(一般型)申請をする場合について

以前の消防署協議時から預かり児童および当該施設にて勤務する職員数が増える場合には、消防署と協議をし、消防設備や防火管理上の指導を受け、その指導に従ってください。

■建築基準法による新耐震基準（昭和56年6月1日施行）より前の基準で建てられた建物（以降、「旧耐震の建物」）について

旧耐震基準の建物における増築・増床、新規事業の実施および定員増員は、原則として認めておりません。ただし、新耐震基準同等あるいは耐震改修済みの建物については、この限りではありません。申請後、協会様式の「耐震改修工事報告書」をお送りしますので、建築士とともにご確認のうえ、ご提出ください。

■確認申請が不要とされる簡易な増築・増床について

増築・増床部分を保育に供する室として利用される場合、通常、建築士が作成した図面、工事写真等により審査を行うことになります。
確認申請が不要とされる簡易な増築・増床部分（建物および構造共に既存保育室と同等仕様のものは除く）、或いは土地に定着していない建物等の場合、保育に供する室の対象としては扱っておりませんのでご注意ください。

④用語解説リスト

用語	解説
建築基準法	**建築基準法**とは建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律で、**基準法**と略す場合があります。
居室	**居室**とは「居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する室のこと」（建築基準法2条4号）です。 保育園における居室には「保育室」「遊戯室」「事務室」「調理室」などが該当し、居室として建築基準法令が適用されます。一方、「玄関」「トイレ」「洗面所」「倉庫」「廊下」などは居室には該当しませんが、同一室内にある場合等には居室扱いされ、上記同様に法令が適用される場合があります。
動線	**動線**とは、建物の中を人が動く時に通る経路のことです。 尚、動線を記載する際の線（人や物が移動する経路を示した線）を指す場合もあります。
共用廊下	**共用廊下**とはテナントビルなどの一区画を保育園とする場合に専有部分（保育園）に行くまでの、他事業者と共用で使用する廊下のことです。
ベビーフェンス **柵** **腰壁**	**ベビーフェンス**、**柵**については、それぞれ、危険が潜む場所への乳幼児の出入り防止に対し設計されたものを指し、前者は安全基準をクリアした移動可能な既製品を指すことが多く、後者は造作された縦格子状等で、固定されたものを指す場合が多いです。尚、**腰壁**とは、床からの高さ90cm以上で造作固定された壁のことを指します。
壁芯面積（かべしんめんせき） **内法面積（うちのりめんせき）**	建物図面には「芯（しん）」と呼ばれるものがあります。壁には厚みがあり、通常、その中心を通る線を「芯」と呼びます。建物を建てる基準（線）となるもので、建築基準法上、建物全体や部屋ごとの面積を測る際に利用します。 部屋（室）の面積を測る方法として、**壁芯面積**（壁の中心を通った線で囲まれた部分の面積、つまり壁の厚みを含んだもの）と、**内法面積**（壁の厚みは入れず、室の内側で囲まれた部分の面積）の２種類があります。
屋外遊戯場 **屋上遊戯場**	**屋外遊戯場**とは園児の屋外活動スペースです。　屋外遊戯場は、地上に設けるのが原則で、広さは2歳児以上の園児数×3.3㎡以上必要になります。 **屋上遊戯場**とは地上に利用可能な場所がない場合に限り、耐火建築物である保育施設の屋上等を屋外遊戯場として利用するものですが、図面表記はあくまで**屋外遊戯場**となります。 **屋上遊戯場**には満たすべき条件が多々ありますので留意事項をご確認ください。
保育に供する室	**保育に供する室**とは、具体的に「保育室」「屋内遊戯場」「食堂」「午睡室」など、保育運営上、日常的・継続的に児童が利用・滞在する目的の部屋を指します。
医務室	通常、**医務室**とは、園児が在園中に体調不良になった際に利用する専用の部屋を指します。 専用の部屋を設けることが難しい場合は、事務室との兼用も可能ですが、カーテンやパーテーションで仕切るなど、専用スペースの確保が必要です。尚、保育室と医務室（及び事務室兼医務室）が隣接する場合は床から天井まで一面壁で区切られている等、明確に、室として物理的に隔離されていることが必要となります。
避難経路	緊急時に避難に際して使用される経路を指します。保育園においては、通常、園児が利用する「保育室（病児・病後児室も含む）」「遊戯室」「多目的室」などから、建物の避難口への経路、及び避難口から道路まで安全に避難できる経路（**避難経路**）が求められます。避難経路については各種法令、各種基準を確認し、それを満たすことが必要となります。
二方向避難	保育所においては、安全性への配慮から、**二方向避難**（二方向への避難）が求められる場合も多くあります。 経路により、動線上重複する避難経路が長いなどの場合は、二方向の出口があっても二方向避難が認められない場合もあり、建築基準法、家庭的保育等基準、認可外保育施設指導監督基準ら、各種法令、各種基準を満たすことが必要となります。
防火区画	**防火区画** とは、 建築基準法施行令第112条に規定された区画で、火災時に火炎が急激に燃え広がることを防ぐためのものです。防火区画は、面積や使用用途などにより規定されますが、火災が燃え広がらないように区画される部分に、燃えにくい壁や床、扉の設置等が求められます。防火区画には面積区画、高層階区画、竪穴区画、異種用途区画があります。
１１４条（防火上主要な間仕切壁）	建築基準法上、保育所（児童福祉施設）に該当する建物には、防火区画に加え、建築基準法施行令**114条（防火上主要な間仕切壁）**が必要となります。防火上主要な間仕切壁は天井裏の延焼防止を主な目的としており、保育所の場合、保育室と避難経路を区画する壁（室面積等の規定あり）や、火気使用室とその他の部分を区画する壁も「防火上主要な間仕切り壁」に該当することになります。実際の法規制については告示による緩和等もあり、また、各行政等の審査における判断にも左右されるため、事前の打ち合わせが重要となります。
採光	建物の窓から日光（自然光）を取り入れて室内の環境を整えるため、**採光**の確保（認可外保育施設指導監督基準等）が求められています。尚、その算定（計算）に際しては、建築基準法によるものとし、所定採光面積をを確保する必要があります。
換気	**換気**とは、部屋の中の空気を、外の空気に入れ換えることであり、建築基準法上、室の用途等により遵守すべき基準が規定されています。換気設備には①「自然換気」と②「機械換気」の２つがあり、「自然換気」とは、窓などの開放による自然通風や暖かい空気は上昇するという性質を生かした空気の温度差などを利用した換気で、「機械換気」とは、換気扇などの機械設備によって強制的に行う換気です。（給気と排気の組合せで大きく分けて3種類の方法があります。）

④用語解説リスト

用語	解説
部屋の用途	**部屋の用途**とは、部屋の使われ方を示したものです。例えば、保育室なら児童の保育に供する活動を行うための部屋、事務室ならスタッフが事務作業を行うための部屋、倉庫なら物品を保管するための部屋などです。部屋の用途を変える場合には、建築法令・基準に抵触する場合があるので注意が必要です。
増築	**増築**とは、すでに建築物が建っている敷地に新たに建物を建てることです。階段や塀などの床面積とは関係のない部分を増築した場合、建築基準法上の床面積が増加しなくても、建築確認申請が必要な場合があります。尚、助成上は主に建て増しや新たな建物を建築することにより保育施設の申請（床）面積が増えることを指しております。
増床	**増床**とは、借りている部屋を増やすなど、増築をせずに保育施設の申請（床）面積が増えることです。 用途変更の建築確認申請が必要な場合があります。
移転	**移転**とは、違う場所に保育施設を移すことです。
用途変更	部屋の用途を変えることと、用途変更は異なります。 **用途変更**とは、建物や賃貸スペースの全体の用途を変更することをいい、例えば、住宅として使用していた建物を飲食店に変更するとか、事務所である賃貸スペースを保育園に変更する場合をいいます。
着工	**着工**とは、工事を始めることを意味しています。つまり、「工事に着手すること」です。
算定図 （有効面積算定図、申請面積算定図）	審査で使用する**算定図**は主として**有効面積算定図**と**申請面積算定図**を指します。 有効面積算定図は「園児が実際に活動できる範囲」を算定する為の図面で、部屋の内法面積から部屋内に常時ある家具や柱などを除外した面積を記載したものです。 申請面積算定図は「保育施設として使用する屋内の範囲」を算定する為の図面で、保育室以外の事務室やトイレ、廊下なども含まれ、その壁芯面積を記載したものです。なお、審査上「面積」「床面積」という表現は申請面積に該当するものになります。 以上の算定図には計算式（算定）も記載してください。
収容人員	**収容人員**とは、消防法施行令第1条の2第3項に定義され、「防火対象物（建物）に出入し、勤務し、又は居住する者の数」とされます。保育施設においては、児童、保育士、その他のスタッフを含む想定人数が収容人員に該当します。 防火対象物の用途ごとに収容人員の算定方法が定められ、その収容人員により防火管理の実施方法や設置が必要となる消防設備が変わります。
建築士・設計士 施工者・施工業者	**建築士**と**設計士**は同義と考えて問題ありません。 （設計士は、資格が無くても誰でも名乗れます。建築士は、建築士試験に合格し、国家資格を取得した人） 「施工（せこう）」とは、計画された工事を実施すること。 **施工業者**とは、計画された工事を実施（実行）する工事業者です。 **施工者**と施工業者は同じ意味です。